



りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 7 月 18 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所／台湾】

「台湾労働三法の改正」について

台湾の労働三法「労働組合法」、「労使争議処理法」、「団体協約法」が大幅改正され、2011 年 5 月 1 日より施行されました。「労働組合法」では労働組合組成の簡便化が規定された他、「労使争議処理法」、「団体協約法」では労働争議・ストライキの手續簡便化が規定され、雇用者側の労務リスクが高まる内容となりました。

改正後の各法規の主な内容は以下の通りです。

◎改正後の労働三法の概要

労働組合法	① 軍人と公務員以外の全ての労働者は、労働組合に参加できる →今回より教職員も参加できるようになった
	② 在籍企業の労働組合だけでなく、同じ産業や業種にまたがる組合にも参加できる →従来は、1 種類の組合のみ参加が認められていた
	③ 外国人労働者は、労働組合の理事・幹事への就任、組合を組成することができる →従来は規定なし
	④ 組合入会費は日給以上の金額、月会費は当月の月給の 5%以上とする →労働組合の財務状況強化を図るため、新たに規定
労使争議処理法	① 水道・電気・ガス事業者、病院、金融機関等の従事者は、基本的なサービスを維持すれば、ストライキに参加できる(軍人、教職員、公務員は参加できない)
	② ストライキ実施の決議において、通信による投票も含め、賛成票が過半数以上となれば、集会を開催せずに決議できる
	③ 雇用主が労働組合加入を理由に、減給・降格・解雇等の不当な処分を下した場合、当該処分を取り消した上で、3～15 万新台湾ドルの罰金を科す
	④ 「労働者権益基金」を設立し、労働争議の適切な処理や労働者の権益保護を図る
団体協約法	① 雇用主は適切な理由なしに、労働組合からの団体協議の要求を拒否できない。協議では、60 日間以内に組合側に対し、対策案を提出しなければならない
	② 雇用主は、労働組合の要求する関連資料の提出を拒否できない

【出所:台湾労働委員会 HP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-6704-2723
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 *禁無断転載